

板橋区公立保育所のあり方について

平成29年11月

子ども家庭部

保育サービス課・子育て支援施設課

目次

1 公立保育所のあり方検討の目的	2
2 子育てに関する区基本構想等での位置づけ	3
(1)板橋区基本構想	3
(2)板橋区基本計画 2025	3
(3)板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025.....	5
3 板橋区の保育施設の設置状況と今後の展望	6
(1)保育施設の設置状況.....	6
(2)待機児童解消に向けた区の取組み状況と保育需要等の推移.....	6
4 公立保育所での取組み状況	9
(1)取組み内容	9
(2)取組みに対する今後の方向性.....	12
5 保育施設が取り組むべき重点的な課題	14
(1)子育て支援の充実.....	14
(2)児童虐待の増加や子どもの貧困などの社会的問題への対応.....	14
(3)要支援児保育ニーズへの対応.....	14
(4)高まる保育需要への対応.....	15
(5)保育所保育指針の改定を踏まえた“いたばしの保育”の具現化.....	15
6 これからの公立保育所の役割	17
(1)取組みの方向性	18
(2)具体的な取組み	19
7 これからの公立保育所の役割を果たすための体制	26
(1)公立保育所の建物の状況.....	26
(2)将来的な人口の動き.....	27
(3)『育ちのエリア』の設定.....	29
(4)『育ちのエリア』の設定を踏まえた公立保育所整備の今後の方向性.....	29
8 公立保育所の民営化	30
(1)民営化の経緯	30
(2)民営化の意義	30
(3)今後の民営化方針.....	31
(4)民営化の進め方	31

1 公立保育所のあり方検討の目的

保育所は、児童福祉法第 39 条の規定に基づく児童福祉施設として、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図るとともに、家庭との緊密な連携のもと、子どもの最善の利益を考慮し、養護及び教育を一体的に行っています。

近年、子育て家庭を取り巻く環境には、核家族化の進展やコミュニティ意識の希薄化によって子育てに不安や孤立を感じる保護者の増加、児童虐待件数の増加、子どもの貧困問題、障がいへの配慮を必要とする子どもの増加など様々な課題があり、地域社会全体で解決に取り組んでいく必要があります。

公立保育所のあり方検討では、「板橋区基本構想」（平成 27 年 10 月 13 日議決）に掲げる「9つのまちづくりビジョン」の一つである「子育て安心」ビジョンの概ね 10 年後のあるべき姿の実現に向け、「板橋区基本計画 2025」や「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」に位置づけられた施策を着実に推進し、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えるために公立保育所がどのような役割を果たすべきかを検討します。

また、高まる保育需要に迅速に対応していくため、認可保育所や小規模保育所等の民間保育施設の整備を進めていますが、今後は、公立保育所の 9 割以上が築 30 年以上を経過し、建物の老朽化が進行していく中でも着実な保育環境の再整備を進めていく必要があるため、「いたばし No.1 実現プラン 2018」「行財政経営計画」編や「公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画」の方向性を踏まえ、計画的に改築・改修を進めていくとともに、保育環境の再整備における民間活力の活用として、公立保育所の民営化も検討していきます。

2 子育てに関する区基本構想等での位置づけ

(1) 板橋区基本構想

概ね10年間の板橋区政の長期的な指針である「板橋区基本構想」では、板橋区基本構想の将来像である「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」を具現化するため、政策分野別に「9つのまちづくりビジョン」を設定しており、子育て分野:「子育て安心」ビジョンはその第1番目に掲げられています。

■ 板橋区基本構想

「子育て安心」ビジョン

【概ね10年後の「あるべき姿」】

板橋の宝である子どもたちを地域全体で育て、すべての子育て家庭を支えるため、地域団体や事業者、企業、大学など恵まれた地域資源が連携し、子育てしやすい環境が整う中で、地域に見守られながら安心して子どもを産み育てることができ、親子がともに成長しています。

男女を問わず、仕事と家庭の両立などライフスタイルに応じて子どもを育てることができ、ゆとりをもって生活を楽しむことができます。

子どもたちが安心して安全に過ごすことができる居場所が整っており、すくすくと未来を担う子どもたちが成長しています。

(2) 板橋区基本計画 2025

区では、基本構想の実現に向けて、区政を総合的・計画的に推進していく方向性と目標を示し、中長期的な施策体系を明らかにするため、区政全般の総合計画として「板橋区基本計画 2025」を平成28年1月に策定しています。

子育てに関しては、基本目標Ⅰ「未来をはぐくむあたたかいまち」の基本政策Ⅰ-1「子育て安心」に位置づけられ、その中で各主体の主な役割を次ページのように示しています。公立保育所が果たすべき役割を検討していくうえで、この点も踏まえて検討を進めていきます。

■板橋区基本計画 2025 の基本政策 I - 1 「子育て安心」の各主体の主な役割

区民（家庭）・地域・NPO・ボランティア	関係機関・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ● 区民一人ひとりが未来を担う子どもをはぐくむという意識をもちます ● 子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、愛情をもってはぐくみます ● 自立した大人に成長していくうえで欠かせない社会生活に必要な規範意識や基本的な生活習慣を教えます ● 保護者は地域住民の一員として、互いに支えあいます ● 区と連携・協働し、地域の子育て力・教育力を維持・向上させます ● 地域ぐるみで犯罪、事故、災害や貧困から子どもを守ります ● 児童虐待の異変を感じたら児童相談所や子ども家庭支援センターなどに通告します <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政と連携し、保育所の整備を進めます ● 育児休業や子どもの看護休業の取得、短時間勤務など職業生活と家庭生活の両立が図られる雇用環境を整備します ● 事業主行動計画を策定・届出し、計画的なワーク・ライフ・バランスを推進します ● 環境保全、社会貢献、消費者保護などの社会的責任や、子どもの就業体験の受入など未来を担う人材を育成します <p style="text-align: right;">など</p>
区（行政）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅で子育てしやすい環境を整えます ● 民間保育施設の整備を誘導し、保育園の待機児童解消を進めます ● ライフスタイルに応じた子育てを支援します ● 地域の団体やNPO・ボランティアの活動を支援します ● 地域で活動する様々な主体の連携・協働を推進します ● 子育てにかかる負担の軽減を図ります ● 児童虐待防止対策を推進します ● 母子の保健サービスの充実を図ります <p style="text-align: right;">など</p>	

(3) 板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025

区では、広範な分野にわたり次世代育成支援対策の集中的・計画的な取組みを推進する計画として、次世代育成推進行動計画を位置づけ、平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の施行に伴い策定した「板橋区子ども・子育て支援事業計画」を包含し、「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」（以下、「子ども未来応援宣言 2025」）を平成 28 年 2 月に策定しています。

子ども未来応援宣言 2025 における「次世代育成推進行動計画」編の基本理念や基本目標などの施策体系は下図のとおりであり、公立保育所においても、同計画の実施計画 2018 に位置づける事業を行っています。

それらの事業の取組み状況を踏まえ、今後の公立保育所として充実していくべき取組みについて検討していきます。

■ 子ども未来応援宣言 2025 第 1 編「次世代育成推進行動計画」編の施策体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
いたばしで みんなの力で 未来のおとなが育っています	I 安心して妊娠・出産、子育てできるまち いたばし	I-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を推進します	(1) 妊娠・出産の支援の充実 (2) 子育て支援の充実
		I-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します	(1) 教育・保育事業の推進 (2) 教育・保育の質の向上
	II 子どもの健康と安全が守られるまち いたばし	II-1 子どもの命と健康を守ります	(1) 小児医療環境の充実 (2) こころと体の健康づくりの推進
		II-2 子どもが安心・安全に暮らせるように取組みます	(1) 交通安全・事故防止・災害対策 (2) 犯罪等の被害の防止
	III すべての子どもが健やかに育つまち いたばし	III-1 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します	(1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実 (2) 特に配慮が必要な子どもの育ちを支える環境の整備
		III-2 貧困や虐待から子どもを守ります	(1) ひとり親家庭・生活困窮家庭等への支援の充実 (2) 児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応
	IV 豊かな人間性と生きる力を育成するまち いたばし	IV-1 これからの社会を生き抜く力を養成します	(1) 基礎的学力の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の醸成 (2) 読書活動、体験活動、キャリア教育、環境・文化・芸術活動やスポーツ等の推進
		IV-2 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します	(1) 日常生活能力の習得と次代の親の育成 (2) 非行防止、いじめ・不登校への対応強化
	V 子育てでみんなが協力するまち いたばし	V-1 子どもが誇りを持てるいたばしをつくります	(1) 安心・安全・魅力ある学校づくり (2) 子どもの育ちを支える地域づくり
		V-2 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 子育て世帯にとって魅力あるまちづくり

3 板橋区の保育施設の設置状況と今後の展望

(1) 保育施設の設置状況

平成 29 年 4 月 1 日時点で、認可保育所は 116 園（分園を除く）を設置しており、そのうち公立保育所が 38 園、私立保育所が 78 園（公設民営 2 園含む）です。また、平成 27 年度にスタートした小規模保育所は 39 園、事業所内保育所は 5 園、家庭福祉員及びベビールームを含めると、民間保育施設の設置数は 169 施設に上ります。

■ 保育施設種別ごとの設置状況（平成 29 年 4 月 1 日時点）

施設種別		設置数	
公立保育所		38※ ¹	
民間保育施設	私立保育所	169	78※ ²
	小規模保育所		39
	事業所内保育所		5
	家庭福祉員・ベビールーム		47
合計		207	

※¹ 区立大山西町保育園は、併設する都営アパートの解体工事に伴い、平成 32 年度に私立保育園として新園舎に移転する予定です。

※² 区立にりんそう保育園及びこぶし保育園は、公設民営の認可保育所であり、民間事業者が運営を行っているため、私立保育所に含めています。

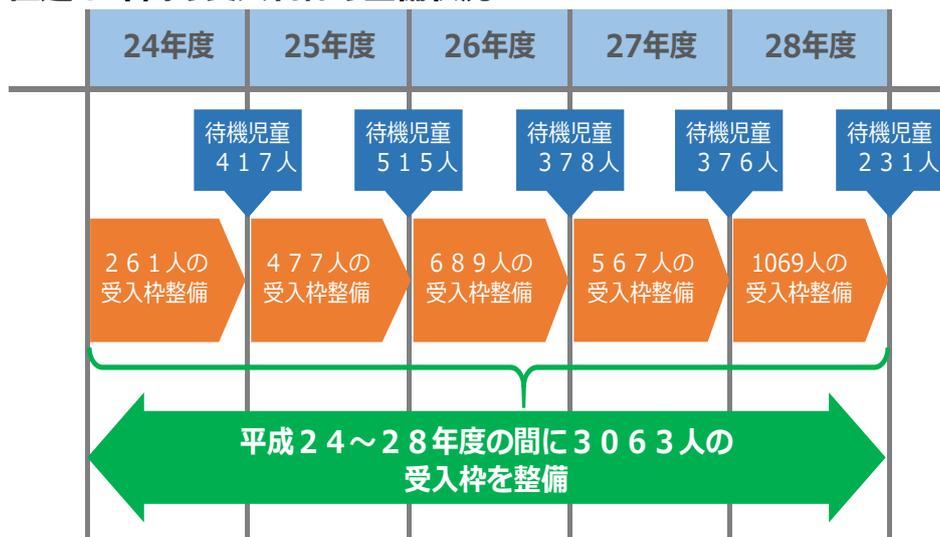
(2) 待機児童解消に向けた区の実施状況と保育需要等の推移

① 待機児童解消に向けた区の実施状況

区では、高まる保育需要に迅速に対応するため、民間保育施設整備の誘導により、保育の量を拡大してきました。

平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間では、3,063 人の受入れ枠の整備を行っています。内訳は、認可保育所 23 か所、小規模保育所 35 か所、事業所内保育所 5 か所で、このほかに既存認可保育所の改修や民営化に伴う定員増などにより受入れ枠の整備を進めてきました。

■直近5年間の受入れ枠の整備状況

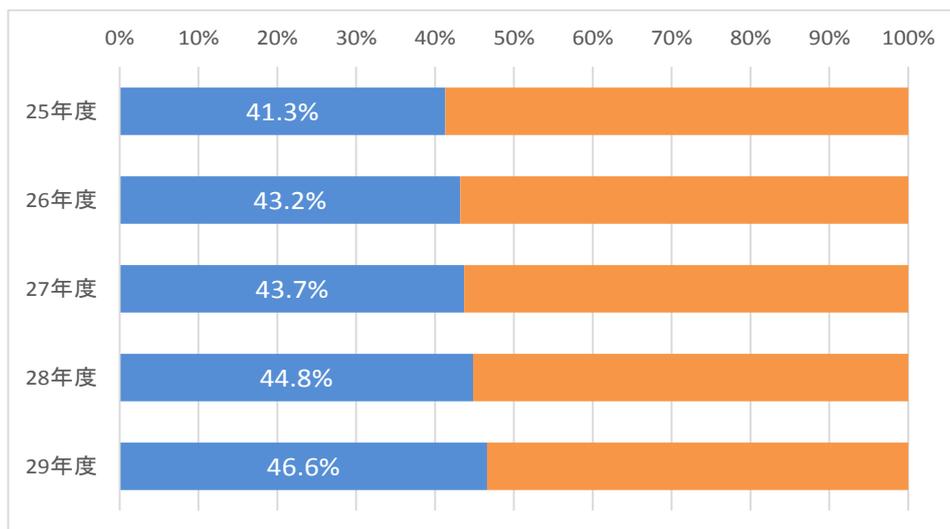


※受入れ枠の整備数は、当該年度の予算により整備した数を表しています。

②区の就学前人口に占める保育需要の割合と保育所申込数及び待機児童数の推移

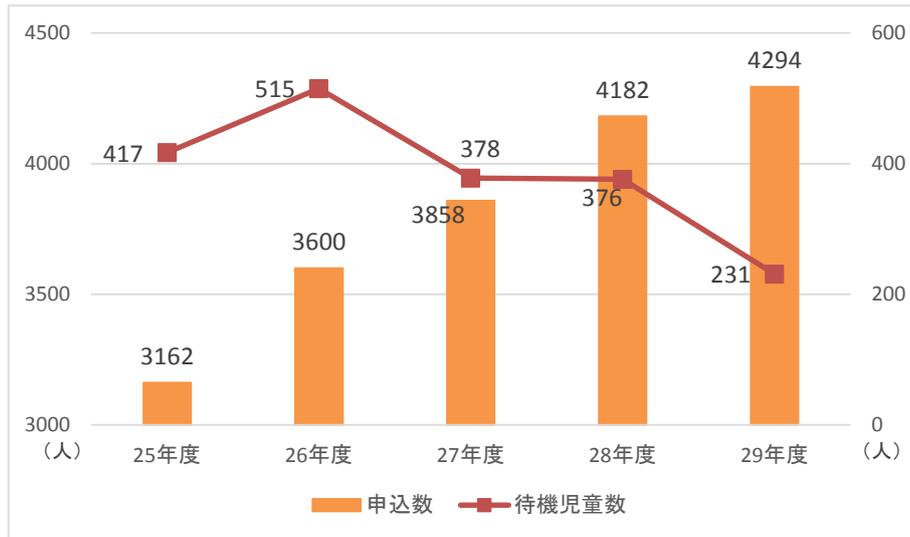
平成29年度の区における保育需要率は46.6%で、平成25年度の41.3%と比べると、この5年間で5.3ポイント上昇しています。また、過去5年のうち、待機児童が最も多かった平成26年度の515人に比べ、284人の待機児童を解消していますが、一方で、保育所の申込数は、5年前に比べて1,132人増加しています。

■区の就学前人口に占める保育需要の割合



※保育需要率は、板橋区子ども・子育て支援事業計画の量の見込みをベースに算出しています（当該年度の量の見込み（需要数）÷当該年度の就学前人口）。子ども・子育て支援新制度の導入により、需要率の考え方が変わっています。

■ 区の保育所申込数及び待機児童数の推移



国が平成 29 年 6 月に発表した「子育て安心プラン」では、待機児童問題に終止符を打つべく、待機児童解消に必要な受け皿として約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度末までの 2 年間で確保し、遅くとも平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消するとしているほか、女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備するとしています。

このように、国が少子化対策や女性の活躍推進の政策を進め、区としても板橋区基本計画 2025 の未来創造戦略に掲げる「若い世代の定住化戦略」の取組みを推進していくことにより、今後も、保育需要の伸びは続くものと予測されるため、待機児童解消に向けた保育の量の拡大を継続していく必要があります。

4 公立保育所での取組み状況

(1) 取組み内容

公立保育所では、通常の保育時間における保育の提供のほかに、子ども未来応援宣言 2025 の第 1 編「次世代育成推進行動計画」編及び第 2 編「子ども・子育て支援事業計画」編の地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業など、様々な事業を実施しています。

■ 第 1 編「次世代育成推進行動計画」編及び第 2 編「子ども・子育て支援事業計画」編に位置づけられている事業

I-1 妊娠・出産子育ての切れ目のない支援を推進します (2) 子育て支援の充実		
事業名	事業内容	28 年度実施状況
子育て相談	児童の保護者からの養育その他に関する相談に応じる。	170 件
子育てステップ事業	乳幼児とその保護者が、保育士や在園の乳幼児と交流することにより、育児不安の軽減や問題の解決を図る。 【事業内容】 ◆ 要支援児体験保育 ◆ 妊婦体験保育 ◆ ヤングパパ・ママ体験保育 ◆ げんきッズランチ	◆ 要支援児体験保育 391 日 ◆ 妊婦体験保育 8 組 ◆ ヤングパパ・ママ体験保育 0 人 ◆ げんきッズランチ 96 食
I-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します (1) 教育・保育事業の推進		
事業名	事業内容	28 年度実施状況
延長保育 ※第 2 編-地域子ども・子育て支援事業	就労等の理由により保育が困難な保護者の就労を支援するため、通常保育時間外の保育を行う。	実施園 27 園
幼稚園・保育園・小学校交流合同研修	子どもの育ちの連続性を確保するため、交流・合同研修を組織的・継続的に実施し、互いの教育（保育）内容について相互理解を深める。	年 2 回開催、公立保育所全園が参加している
一時預かり ※第 2 編-地域子ども・子育て支援事業	保護者が就労、通院、研修、育児疲れなどで、家庭での保育が困難となった場合に、一時的に保育を行う。	実施園 2 園 利用者 815 人 赤塚保育園 向原保育園
年末保育	年末の就労等の理由により保育が困難な保護者の就労を支援するため、保育を行う。	実施園 4 園 利用者 86 人 板橋保育園 南前野保育園 高島平けやき保育園 ゆりの木保育園

I-2 誰もが希望する幼児教育と保育を受けることができるように支援します
(2) 教育・保育の質の向上

事業名	事業内容	28年度実施状況
保育園における第三者評価	保育サービスの向上及び透明性の確保のため、第三者による評価を実施する。	定期的実施
教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携	原則として、満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業との連携を図る。	地域型保育の卒園後の対応については、利用調整により対応している

II-1 子どもの命と健康を守ります
(2) こころと体の健康づくりの推進

事業名	事業内容	28年度実施状況
保育園・幼稚園児の健康診査	児童福祉施設最低基準、学校保健安全法等に基づく園児の健康診断を実施する。	公立保育所全園で実施
区立保育園における食物アレルギー対策	食物アレルギーを有する園児にも安全性を最優先とした給食を提供するため、誤配や誤食を防ぐための対応や体制づくりを徹底する。	公立保育所全園で実施
げんキッズ菜園	食育の一環として、園児が自らの体験を通じて健康・人間関係・食文化・命の大切さ等を学ぶことができるよう、区立保育園に野菜苗と土が配付されている。	公立保育所全園で実施

II-2 子どもが安心・安全に暮らせるように取組みます
(1) 交通安全・事故防止・災害対策

事業名	事業内容	28年度実施状況
げんきっ子トラフィックスクール	保育者の交通安全指導の指導力の向上と小学校入学を控えた5歳児に対し、実践練習を交えながら、交通ルール等の習得を図る。	公立保育所全園で実施
児童福祉施設の防災備蓄の配備	大地震が発生した際、児童館や保育園等において、保護者への引き渡しまで、児童・園児が施設に3日間とどまることを想定し、3日分の水と食糧を備蓄する。	公立保育所全園で実施

Ⅲ－１ 特に配慮が必要な子どもの健やかな成長を支援します (1) 特に配慮が必要な子どもへの支援の充実		
事業名	事業内容	28 年度実施状況
要支援児保育	保育が必要でかつ特別な配慮を要する児童を、保育園で健常児とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進させ、福祉の向上を図る。	対象児童 309 人 (うち公立保育所 153 人)
Ⅳ－２ 自信をもって大人へと成長するよう子どもと家庭を支援します (1) 日常生活能力の習得と次代の親の育成		
事業名	事業内容	28 年度実施状況
中学・高校生の子育て体験事業	中学生・高校生の職場体験、高校生の保育ボランティア受入を行う。	受入人数 中学生 657 人 高校生 193 人
Ⅴ－２ 「子育てするなら“いたばし”で」を実現します (1) ワーク・ライフ・バランスの推進		
事業名	事業内容	28 年度実施状況
親の一日保育士体験	園児の母親又は父親が保育園で保育士体験することにより、育児に対する視野を広げ、子育ての楽しさを再発見する。	利用人数 1,891 人
計画外の取組み		
事業名	事業内容	28 年度実施状況
零歳児保育	乳児保育対策の充実を図るため保育所において零歳児保育を実施する。	公立保育所 30 園で実施
施設開放（園庭及びプール）	4月を除く1年を通じて、月曜日から金曜日までの間、必要に応じて園庭を開放し、在園児や保育士と一緒に遊び、交流を楽しむことができる。	公立保育所全園で実施

(2) 取組みに対する今後の方向性

公立保育所での実施状況を踏まえ、取組みの今後の方向性を検討します。

①事業内容の見直しや拡充が必要な事業

事業名	取組みの今後の方向性
子育て相談	公立保育所全体で、利用は170件と2日に1回程度の利用にとどまっています。平成28年度より児童館の利用対象が乳幼児親子となったことを踏まえ、必要な相談に対応していけるように事業の再構築を行います。
子育てステップ事業 【事業内容】 ◆要支援児体験保育 ◆妊婦体験保育 ◆ヤングパパ・ママ体験保育 ◆げんきッズランチ	公立保育所全体で、要支援児体験保育やげんきッズランチは3日に一回程度、妊婦体験保育は年間で8組にとどまり、ヤングパパ・ママ体験保育に至っては平成28年度の利用がありませんでした。育児不安を軽減し、安心して楽しく子育てができるよう支援する取組みが必要です。本事業内容を支援ニーズに適ったものとするため、事業の再構築を行います。
延長保育 ※第2編-地域子ども・子育て支援事業	私立保育所では、78園中70園と90%の保育所が延長保育を実施していますが、公立保育所では、38園中27園と71%の実施にとどまっています。施設上の制約などから、延長保育を実施できない公立保育所がありますが、延長保育の需要に対応するため、原則として、延長保育を実施できる環境を整えていく必要があります。
幼稚園・保育園・小学校交流合同研修	小学校への円滑な就学を図り、子どもの育ちの連続性を確保するため、年2回の幼稚園・保育園・小学校交流合同研修を行っています。切れ目のない子育て支援を行うため、今後は、この取組みの連携モデルとなるよう、実践報告や研究協議を行い、実効性のある合同研修の実施を進めていきます。
一時預かり ※第2編-地域子ども・子育て支援事業	第2編「子ども・子育て支援事業計画」編の一時預かり事業（幼稚園以外）の量の見込みに対する供給量は、余裕のある状態ですが、施設上の制約などから公立保育所での実施は2園にとどまっています。身近な地域で一時保育が利用できるよう、原則として、一時保育を実施できる環境を整えていく必要があります。
年末保育	平成28年度の年末休業期間中の2日間において86名の保育需要があり、4園の公立保育所で年末保育を実施しました。今後も、身近な地域で年末保育が利用できるよう、年末保育の需要と施設要件等を勘案しながら、実施する公立保育所を検討していきます。
教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携	地域型保育事業者については、平成31年度末までに連携施設を設定する必要がありますが、現在、区内で連携施設の設定ができていない地域型保育事業者はありません。引き続き、平成31年度末までに連携施設の設定を進めていきます。
げんきっ子トラフィックスクール	公立保育所全園で実施しています。就学前から交通安全教育を行っているのは全国でも珍しく、区内私立保育所でも実施し始めています。公立保育所での実施状況をPRし、区内の保育施設全体での実施数の拡大に努めていきます。
要支援児保育	公立保育所では保育定員のうち、一園2～3名の要支援児枠を設けています。平成28年度に公立保育所で要支援児保育を行った対象児童は153人で、一園につき4人の要支援児保育を行っていることとなります。要支援児保育の需要は高く、今後も、受入態勢の整備を進め、区内保育施設全体での要支援児保育の促進を図る必要があります。

事業名	取組みの今後の方向性
中学・高校生の子育て体験事業	公立保育所 38 か所で、中学生・高校生の子育て体験事業の受入れを行っており、民間保育施設でも受入れを行っています。本事業は、将来の親となる世代の育成につながり、地域の子育て力の向上に資する事業であるため、今後とも公立保育所において積極的な受入れを行いつつ、区内の保育施設全体での受入れ数の拡大に努めていきます。
親の一日保育士体験	平成 28 年度は 1,891 人の保護者が保育士体験を行っています。公立保育所全体で 1 日に約 6 人の利用となっています。育児に対する視野を広げ、子育ての楽しさを再発見するとともに、地域の子どもを地域で見守る意識の醸成にも資する事業です。今後も、地域の子育て力の向上のため、事業の周知を図り、利用数の拡大を目指していきます。
零歳児保育	公立保育所 38 園中 30 園で零歳児保育を実施しています。施設上の制約などから、零歳児保育を実施できていない公立保育所がありますが、乳児保育の需要に対応するため、原則として、零歳児保育を実施できる環境を整えていく必要があります。

②現在の事業内容で引き続き実施する事業

事業名	取組みの今後の方向性
保育園における第三者評価	全保育施設の第三者評価を実施しています。保育サービスを向上させ、保育所運営の透明性を確保するため、引き続き、保育園における第三者評価を実施していきます。
保育園・幼稚園児の健康診査	区内の全保育施設で健康診査を実施しています。子どもの健康を守るため、引き続き、保育園の健康診査を実施していきます。
区立保育園における食物アレルギー対策	食物アレルギーを有する園児にも安全性を最優先とした給食を提供するため、誤配や誤食を防ぐための対応や体制づくりを徹底していきます。
げんキッズ菜園	げんキッズ菜園は、園児が自らの体験を通じて食文化・命の大切さ等を学ぶ機会であり、引き続き、公立保育所全園で実施していきます。
児童福祉施設の防災備蓄の配備	大規模な災害の発生に備え、引き続き、3日分の水と食糧の備蓄を行います。
施設開放（園庭及びプール）	地域の子育て家庭に対し、開かれた公立保育所として、地域の子育て力向上に資するため、引き続き、施設開放を行います。

5 保育施設が取り組むべき重点的な課題

(1) 子育て支援の充実

核家族化の進展、共働き世帯の増加や働き方の変化などにより、子育て経験の継承や子育てを支える環境の維持及び向上が難しくなっています。

子育てに対する孤立感や負担感を軽減し、安心して子育てができる環境を整えることは、区としての重要な役割です。在宅子育て家庭の育児力を含めた地域の子育て力を向上させるため、公立保育所として、既存の子育て支援をさらに充実させるとともに、民間保育施設との連携を強化することにより支援の普及を図り、地域全体での子育て支援を充実させていく必要があります。

(2) 児童虐待の増加や子どもの貧困などの社会的問題への対応

板橋区子ども家庭支援センターの児童虐待に関する相談人数は、平成 28 年度 311 人と過去 5 年間の人数の推移を見ると増加傾向にあり、5 年前に比べて約 1.4 倍となっています。

児童虐待対応においては、発生予防・早期発見・早期対応が重要であることから、公立保育所としての対応力を高め、関係部署・関係機関との協働・連携を強化していく必要があります。

また、子どもの貧困については、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されず、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、幼児期から望ましい生活習慣を習得するため、取組みを進めていく必要があります。

児童虐待や子どもの貧困は、社会全体で解決すべき重要な課題であり、公的機関である公立保育所として、地域で活動する様々な主体と協働・連携して対応していく必要があります。

(3) 要支援児保育ニーズへの対応

認可保育所における要支援児保育巡回指導の対象児童数は、平成元年度は公立・私立保育所合わせて 83 か所に対し 86 人でしたが、平成 28 年度には公立・私立保育所合わせて 107 か所に対し 309 人まで増加し、保育所一か所に対する要支援児保育巡回指導の対象児童数は、約 3 倍となっています。

また、子ども・子育て支援新制度における要支援児の保育標準時間（11 時間）の設定や医療的ケアが必要な子どもの受入れなど、多様な要支援児保育ニーズへの対応が求められています。

公立保育所として、関係機関と連携しながら、保育士の専門性を高める仕組みを構築し、民間保育施設へ普及させるとともに、障がいのある子どもが利用しやすい施設整備など、安全に要支援児保育を行うための体制づくりが求められています。

(4) 高まる保育需要への対応

板橋区をはじめ都市部の保育需要は大きな伸びを見せており、民間活力を活用した地域の保育を支えていく取組みが進められています。近年は、小規模保育をはじめとする多様な保育形態が創設され、運営事業者の裾野も幅広いものとなっています。

今後も、高まる保育需要に迅速に対応していくためには、民間保育施設整備の誘導により、多様な保育施設を整備していく必要があります。

一方で、保育の量の拡大を進めていく中であっても、区として保育水準を具体的に示しながら、それを公立保育所において実践することにより、地域全体の保育施設の「保育の質」の維持・向上や、一時保育などのサービスを充実させる必要があります。

(5) 保育所保育指針の改定を踏まえた“いたばしの保育”の具現化

平成 30 年 4 月から施行予定の厚生労働省が定めた保育所保育指針の改定の方向性は次ページのとおりであり、0～2 歳児を中心とした保育所利用児童数の増加を受けた「乳児・3 歳未満児保育の記載の充実」や保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえた「幼児教育の積極的な位置づけ」などが盛り込まれています。

3 歳未満児の保育では、子どもの心身の状態に応じた個別の関わりや家庭との連携が重要であり、子育てに関する知識や技術を提供し、保護者の子育てを支援するとともに、保護者の養育力の向上に資する保護者支援が必要となっています。

また、子どもが十分に体を動かし、五感を働かせ、様々な経験を積み重ねることは大変重要であり、好奇心旺盛な乳幼児に、自然など身近な環境に関わって遊び、身体感覚を十分に働かせ、さらに興味や関心を育て、思考力や認識力の基礎を培うことは、子どものその後の生活や学びにつながっていきます。

保育所が「幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う」ことは、保育所における教育の視点といえます。

このような保育所保育指針の改定の趣旨を踏まえ、公立保育所は、子どもたちの健やかな育ちを支える“いたばしの保育”を具現化し、区内すべての保育施設へ波及させていく取組みが必要です。

保育所保育指針の改定の方向性

●乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実

●幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていることを踏まえ、卒園時まで育てほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価のあり方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性も引き続き確保

●健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保に関して、記載内容を見直し

●「子育て支援」の章を新設

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要となっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実

●職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実などを含め、記載内容を充実

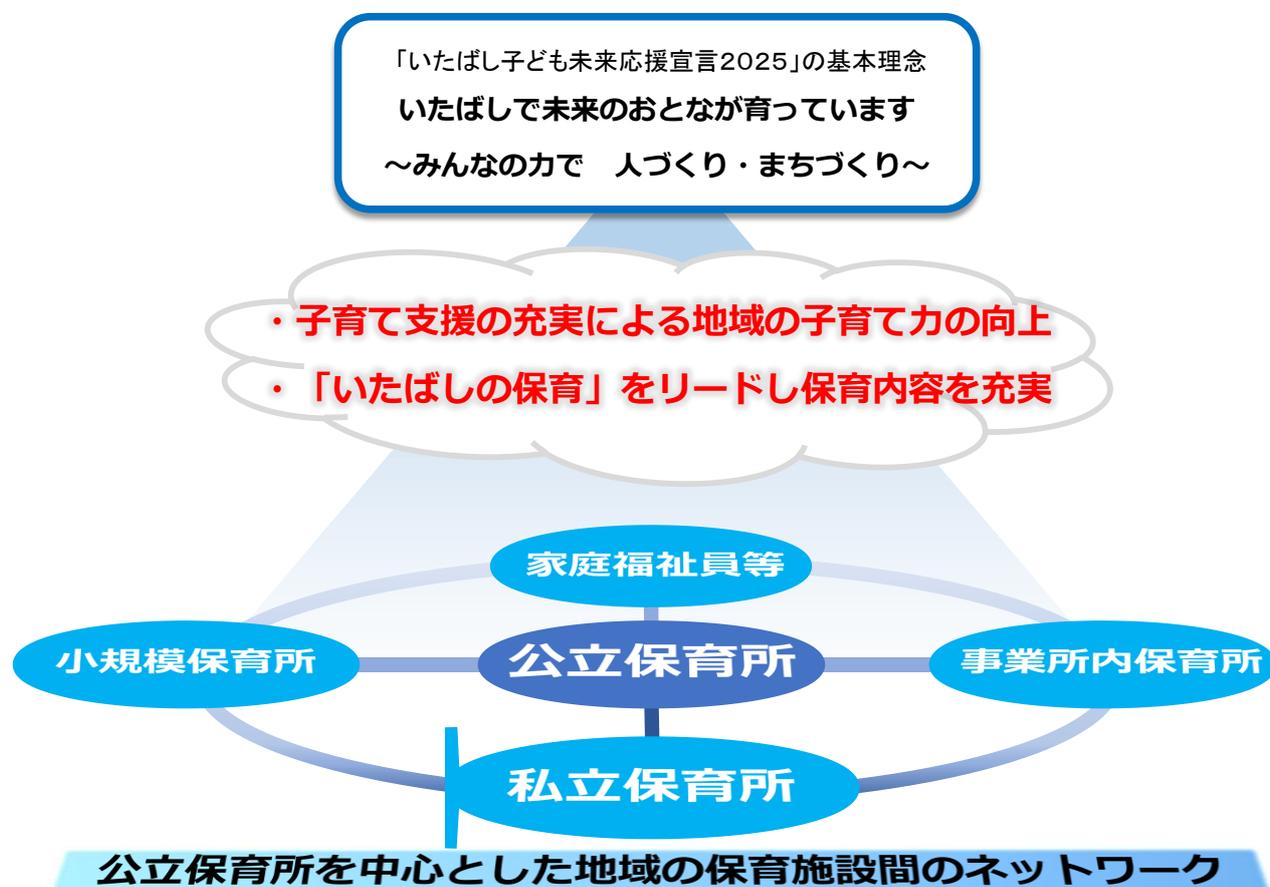
6 これからの公立保育所の役割

核家族化の進展やコミュニティ意識の希薄化によって、子育てに不安や孤立を感じる保護者の増加、障がいなどの配慮を必要とする子どもや児童虐待件数の増加、子どもの貧困問題など様々な大きな課題は、保育施設だけでなく、地域とのつながりから子どもを育てあう意識を醸成し、地域社会全体で解決に取り組んでいく必要があります。

また、高まる保育需要へ対応しながら保育の質やサービスを向上させることや多様な要支援児保育ニーズへの対応、子どもたちの健やかな育ちを支えるための“いたばしの保育”の具現化については、区内の保育施設が一丸となり対応していく必要があります。

そのためには、子ども未来応援宣言 2025 に掲げる「いたばしで未来のおとなが育っています ～みんなの力で 人づくり・まちづくり～」の基本理念のもと、**公立保育所が地域の保育施設間のネットワークの中心を担い、子育て支援の充実による地域の子育て力を向上させ、「いたばしの保育」をリードし保育内容を充実させることで、未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えていきます。**

■ 「公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワーク」のめざす姿



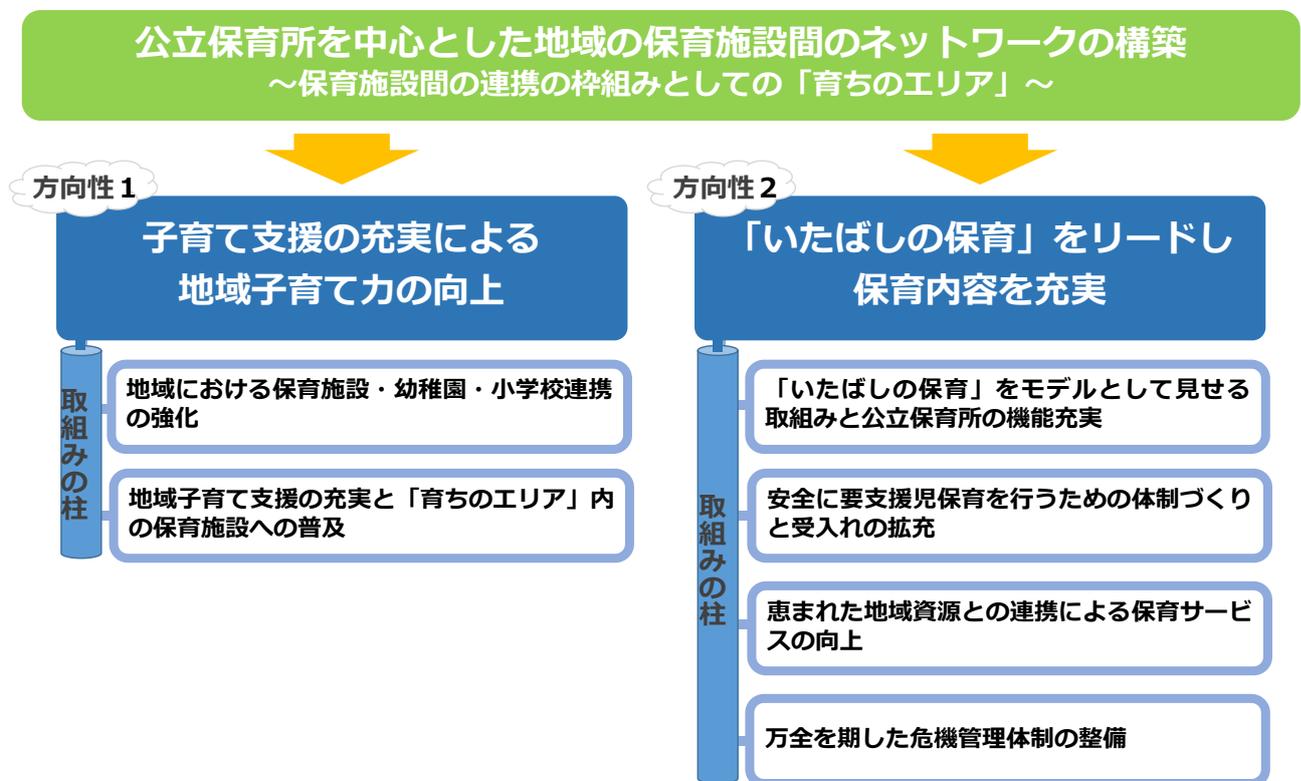
(1) 取組みの方向性

これからの公立保育所の役割を果たしていくため、公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークを構築します。

ネットワークを構築することで、保育施設同士の子どもたちや保育士等の横のつながりを生み、地域で共に育ち、共に育てていく意識を醸成させ、さらに小学校就学後の子どもの育ちを見通した取組みを行っていきます。

そのため、地域単位でつながりを生みやすい子どもの育ちの連続性を意識した保育施設間の連携の枠組みとして『育ちのエリア』を設定します。

この『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを基盤として、「子育て支援の充実による地域子育て力の向上」や「いたばしの保育をリードし保育内容を充実」の2つの方向性と、それを支える6つの柱について、様々な取組みを行っていきます。



(2) 具体的な取組み

公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークの構築 ～保育施設間の連携の枠組みとしての「育ちのエリア」～

児童相談所機能を含む「(仮称) 子ども家庭総合支援センター」の設置を契機として、住民に身近な自治体である特別区が、その強みである「地域とのつながり」を生かし、児童虐待への対応や障がい等により支援を必要とする児童への対応を含めた切れ目のない子育て支援を実現するためには、地域内でのつながりをネットワーク化し、そのネットワーク内での強い連携体制を構築する必要があります。

板橋区子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育施設及び地域型保育事業の提供区域として、区内5地域(板橋・常盤台・志村・赤塚・高島平)を単位として設定していますが、保育施設同士の子どもたちや保育士等の横のつながりを生み、地域で共に育ち、共に育てていく意識を醸成し、さらに小学校就学後の子どもの育ちを見通した取組みを行っていくためには、子どもの育ちの連続性を意識した既存のつながりやネットワークを生かした地域設定が必要となります。

そこで、既に保幼小中連携教育の枠組みとして、区立中学校ごとに設定されている「学びのエリア」を基本に、「学びのエリア」を構成する小学校学区域も勘案しながら、保育所を卒園する子どもたちが、その地域で健やかに成長していけるよう、より地域単位でつながりを生みやすい保育施設間の連携の枠組みとして『育ちのエリア』を設定します。

『育ちのエリア』における公立保育所を中心とした保育施設間のネットワークを基盤として、小学校への円滑な接続、ネットワーク内での情報や保育ノウハウの共有及び支援体制を構築し、地域全体として、子育て支援の充実による地域の子育て力の向上や「いたばしの保育」をリードし保育内容を充実させていきます。

現在、区として「(仮称) 子ども家庭総合支援センター」の設置を予定している平成33年度を目途に、切れ目のない子育て支援体制の再構築の検討を進めており、「公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークの構築」についても、整合を図りながら検討を進めていきます。

【取組み内容】

- 公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークを構築する『育ちのエリア』を設定
- 『育ちのエリア』内の保育施設の先進的な取り組みや保育ノウハウ、不審者情報などの地域的に素早く共有すべき情報など、情報共有の仕組みを構築
- 個人で家庭的保育を提供している家庭福祉員や設置後間もない保育施設などでも緊急時等に適切な対応がとれるよう、相談・協力支援体制を構築
- 「(仮称) 子ども家庭総合支援センター」の開設を予定している平成33年度を目途に、切れ目のない子育て支援体制の再構築と整合を図りながら、公立保育所を中心とした地域の保育施設間のネットワークを活用した事業を展開していきます。

取組みの柱①

地域における保育施設・幼稚園・小学校連携の強化

『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを生かし、切れ目なく一貫した体制の中で子どもの育ちの連続性を確保し、就学に向けて小学校への円滑な接続を図っていきます。

公立保育所は、保育施設間の連携の枠組みである『育ちのエリア』内の交流・連携の要としての役割を果たし、『育ちのエリア』内の保育施設が、幼稚園・小学校との連携を着実に図れるようリードしていきます。

【取組み内容】

- 保育施設・幼稚園・小学校交流合同研修の更なる充実
- 『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを活用し、保育所の子どもと小学校の児童との交流や職員同士の交流など、子どもの教育・保育の枠を超えた情報共有や相互理解を図る取組みを実施することで、就学に向けて小学校への円滑な接続を行っていく

取組みの柱②

地域子育て支援の充実と「育ちのエリア」内の保育施設への普及

公立保育所で実施している既存の地域子育て支援事業について、児童館や他施設が行う子育て支援事業と補完し合いながら、区全体としての子育て支援対象者に対する効果的なアプローチをめざし、支援ニーズに適った子育て支援の再構築を検討します。

また、公立保育所で行う地域子育て支援を『育ちのエリア』内の保育施設へ広げるとともに、民間保育施設の先進的な取組みも還元し、地域の子育て力を向上させます。

【取組み内容】

- 公立保育所で実施する地域子育て支援について、児童館や他施設が行う子育て支援事業と補完し合うように再構築を行う
- 子育てに不安や負担を感じる保護者へのレスパイトケア（注1）としての一時預かり保育の実施など、支援ニーズに適った子育て支援事業の実施
- 『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを活用し、ネットワーク内の子育て支援の好事例を普及するため、『育ちのエリア』単位での合同研修や交流保育等を実施

注1：レスパイトケア＝在宅で乳幼児や障がい者（児）、高齢者などを介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。また、そのようなサービスのこと。

取組みの柱①

「いたばしの保育」をモデルとして見せる取組みと公立保育所の機能充実

保育形態が多様化し、実施主体の裾野も幅広くなっているなかにあっても、区と保育事業者が一丸となって、区内すべての保育施設において板橋区の保育水準を確保しつつ取り組むべき課題等に対応していくためには、子どもの育ちに主眼を置いた「いたばしの保育」を実践するための基本方針が必要です。

「いたばしの保育」を具体的に示す取組みとして、「板橋区保育ガイドライン」を策定します。策定にあたっては、公立保育所の分野別マニュアルを、公立保育所の園長で構成するプロジェクトチームで公立保育所の保育ガイドラインとしてまとめます。

まとめた内容は、私立保育園園長会などの意見も聞きながら、区内保育施設の共通の「板橋区保育ガイドライン」としてまとめ、公立保育所において実践していくことにより、区内すべての保育施設に浸透させていきます。

「板橋区保育ガイドライン」には、平成30年4月から施行予定の保育所保育指針の改定の方向性である「乳児・3歳未満児保育の記載の充実」や「幼児教育の積極的な位置づけ」等の内容を反映するほか、子どもの体力・運動能力の低下などの今日的な課題も踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを支える「いたばしの保育」を具現化していきます。

また、公立保育所として、保育の質とサービスの向上のため、零歳児保育・延長保育・一時預かり保育等の実施に向けた改築や改修等の施設整備を計画的に行っていきます。

【取組み内容】

●平成30年度を目途に「板橋区保育ガイドライン」を策定

<策定の視点>

- 子どもの育ちに主眼を置いた「いたばしの保育」を実践するための基本方針
- 幼児教育の積極的な位置づけなど保育所保育指針の改定の方向性を反映
- 子どもの体力・運動能力の低下などの今日的な課題への対応

●『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを活用し、区がめざす「いたばしの保育」について理解を深めるため、『育ちのエリア』単位での合同研修や交流保育等を実施

●今後の公立保育所の配置を踏まえ、施設状況を勘案しながら、産休明け保育等の零歳児保育・延長保育・一時預かり保育の実施について計画を定めます

取組みの柱②

安全に要支援児保育を行うための体制づくりと受入れの拡充

区内には、子ども発達支援センター、心身障害児総合医療療育センターや高島特別支援学校など様々な専門機関があります。

公立保育所は、区内専門機関との連携体制を構築することにより、要支援児保育に関する保育士の専門性を高めるとともに、要支援児の早期発見・早期支援、また、医療的ケアや療育が必要な子どもの適切な支援について検討を進め、要支援児保育の更なる充実を図ります。

【取組み内容】

- 要支援児保育の適切な支援のため、区内専門機関と連携し、マニュアルの整備や研修を実施
- 公立保育所の改築及び長寿命化のための改修等を進める際には、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設整備を行い、安全に要支援児保育を行う環境づくりを進める
- 平成 30 年度を目途に、入園時における要支援児認定手法や保育体制等の改善を検討し、公立保育所における要支援児保育の受入れ人数の拡大を進めるとともに、区内保育施設全体での要支援児保育の受入れを促進
- 『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを活用し、区内すべての保育施設での要支援児保育を促進するため、『育ちのエリア』単位での合同研修や交流保育等を実施

取組みの柱③

恵まれた地域資源との連携による保育サービスの向上

区内には地域団体や事業者、企業のほか、大学や医療機関等が数多く立地しています。このような恵まれた地域資源との連携を図り、保育サービスの向上を図ります。

【取組み内容】

- 地域団体や事業者、企業、大学、医療機関等と連携した取組みの検討

例) ▶大学との連携による保育の専門性を高めるための研修や保育に関する先進的な取組みの研究
▶医療機関と連携した病児・病後児保育の検討

- 『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークを活用し、『育ちのエリア』単位での地域資源との交流・連携を図る取組みを検討

取組みの柱④

万全を期した危機管理体制の整備

公立保育所では、あらゆる場面をシミュレーションし、多様な防災訓練や犯罪対応訓練を月1回単位で実施しています。災害や犯罪などの危機的状況においてもお預かりする子どもたちの安全を守るため、今後も万全な危機管理体制を整えていきます。

また、行政としての危機管理対応を、より万全を期した精度の高いものとしていくため、災害時等の保育拠点として役割を果たしていきます。

【取組み内容】

- 在園児の安全を守るため、あらゆる場面を想定した訓練を実施
- 災害発生時において既存保育所で保育を提供できない事態でも、避難所等で保育を提供するための訓練の実施
- 新型インフルエンザや新しい感染症の発生時への対応と、蔓延期においても社会機能の維持に向けた業務に従事することで保育を必要とする家庭等へ保育を提供するための訓練の実施

7 これからの公立保育所の役割を果たすための体制

(1) 公立保育所の建物の状況

公立保育所は、昭和 36 年から平成 13 年までに建設され、築 30 年以上の施設が 38 園中 35 園、築 40 年以上が 29 園、築 50 年以上が 5 園あり、このうち都営住宅に併設している公立保育所が 6 施設、UR 住宅に併設しているものが 5 施設あります。

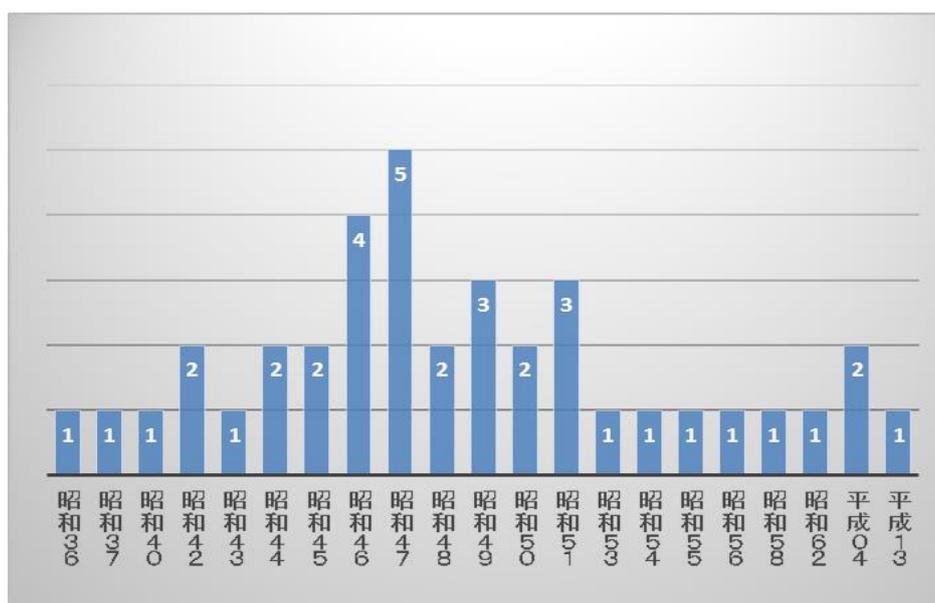
全体的に建物の老朽化が進んでおり、計画的に公立保育所の改築及び長寿命化のための改修等を進めていく必要があります。

一方で、区財政は社会保障関連経費や老朽化した公共施設の更新経費などの増大が見込まれており、今後、大きな財政負担が予測される中での公共施設の更新は、公立保育所の更新にとどまらず、区全体の課題となっています。

公共施設マネジメントを推進するための計画として定めた「公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画」（以下、公共施設の個別整備計画）の第 1 期計画期間（平成 28～37 年度）と第 2 期計画期間（平成 38～47 年）の 20 年間に建築後 60 年の改築期を迎える公立保育所は 26 施設に上り、既に公立保育所の 9 割以上が建築後 30 年以上を経過しています。

このような中でも、着実に保育環境の再整備を行っていくためには、計画的に改築や長寿命化のための改修等を進めることはもとより、民間活力の活用としての公立保育所の民営化を推進し、板橋区の保育環境の再整備を図ります。

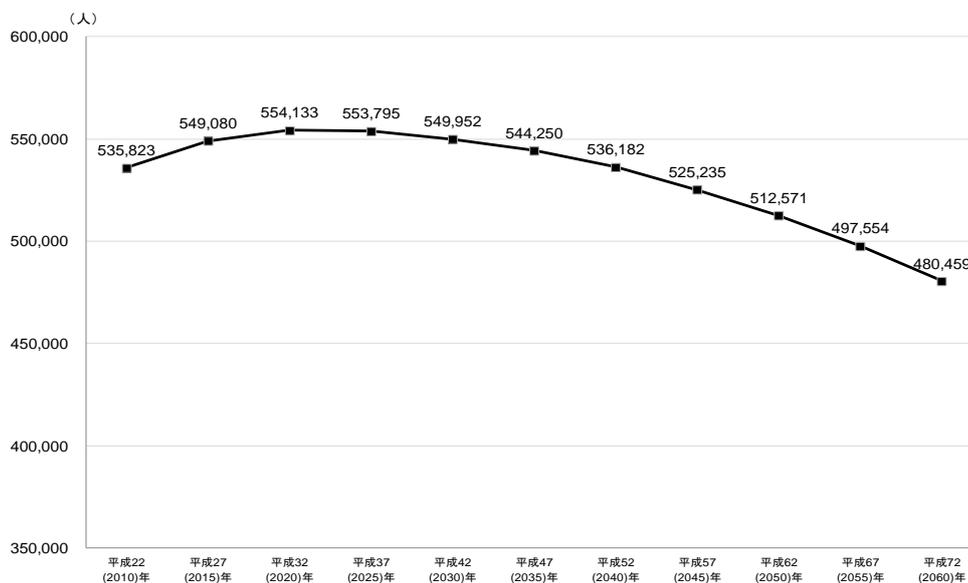
■ 公立保育所の建築年とその施設数



(2) 将来的な人口の動き

「板橋区人口ビジョン及び総合戦略 2019」では、平成 72 年（2060 年）までの長期的な人口推計を行っていますが、長期的に人口が増加し続けると展望することは難しく、現時点では緩やかな上昇傾向にあります。平成 32（2020）年にピークを迎えて減少に転じ、平成 72（2060）年には区の総人口が 480,459 人になると予測しています。

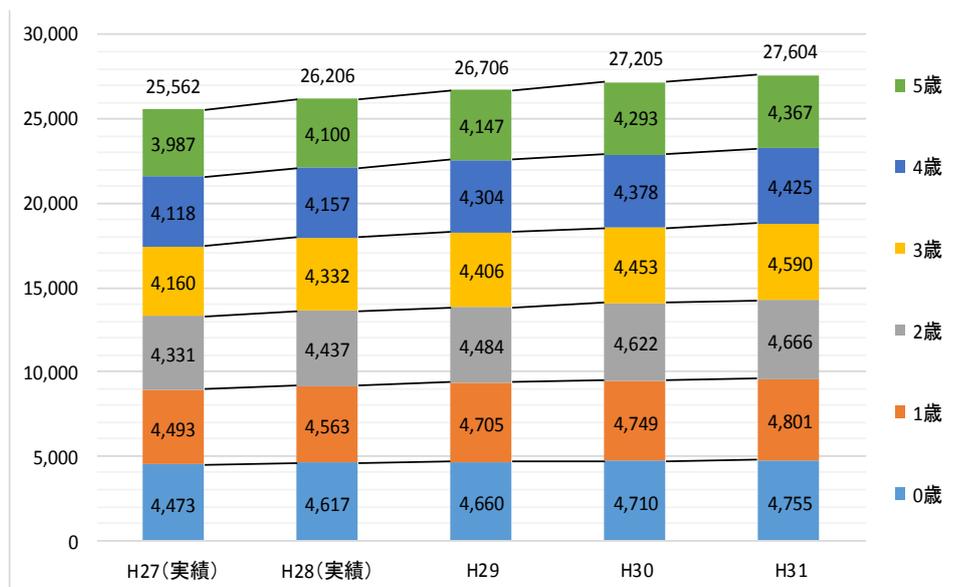
■ 将来の総人口の長期的見通し



(出所：「板橋区人口ビジョン及び総合戦略 2019」)

「板橋区子ども・子育て支援事業計画中間期の見直し」では、最近における就学前人口の増加傾向を踏まえ、平成 28 年 4 月の住民基本台帳人口を基準にコーホート変化率法と呼ばれる手法で就学前人口を平成 31 年まで推計しており、平成 31 年度まで就学前人口が増加する見通しを示しています。

■平成 31 年度までの就学前人口推計



(出所：「板橋区子ども・子育て支援事業計画中間期の見直し」)

また、東京都が昨年 11 月に公表した東京都の人口予測は、平成 27 年国勢調査結果を基準とした予測となっていますが、推計では東京都の人口のピークは、当初予想されていた平成 32 年から 37 年にずれ込んでいます。

平成 29 年 7 月 1 日現在で、板橋区の総人口は 560,961 人となり、昨年同月と比較すると約 5,000 人増加しています。

近年は就学前人口の増加や高まる保育需要に迅速に対応するために認可保育所や小規模保育所等の民間保育所整備を進めていますが、長期的な展望としては、5～10 年後にピークアウトし人口減少することが予測されます。少子高齢化・人口減少社会の影響を受け、人口規模の縮小に伴い、就学前人口（0～5 歳）も縮小していくことが考えられ、保育需要を推計するにあたっては、人口動向を注視して見ていく必要があります。

公立保育所の改築や長寿命化のための改修等の実施、民営化による保育環境の再整備を進めるうえでは、今後、整備する施設を 60～80 年の長期間にわたり使用することを踏まえ、待機児童の状況や将来的な保育需要の動向等によっては、統合・廃止も視野に入れる必要があります。

(3) 『育ちのエリア』の設定

地域単位でつながりを生みやすい子どもの育ちの連続性を意識した保育施設間の連携の枠組みとして、以下の考え方にに基づき、『育ちのエリア』を設定していきます。

【『育ちのエリア』の設定の考え方】

- ① 保幼小中連携教育の枠組みとして区立中学校ごとに設定されている「学びのエリア」を基本に、「学びのエリア」を構成する小中学校学区域や既に行われている保育施設と小学校との連携の実施状況を勘案しながら、地域の保育施設間のネットワークを構築する『育ちのエリア』を設定します。
- ② 『育ちのエリア』における保育施設間のネットワークが円滑に機能するよう、『育ちのエリア』内の民間保育施設の配置状況など、公立保育所が交流・連携の要として担う業務量から適正な範囲を検討し、『育ちのエリア』を設定します。
- ③ 『育ちのエリア』と「学びのエリア」が連続した関係となるよう、公立保育所の民営化や統廃合等により配置状況が変化した場合や、小中学校学区域などに変更が生じた場合は、随時、『育ちのエリア』の見直しを行います。

(4) 『育ちのエリア』の設定を踏まえた公立保育所整備の今後の方向性

『育ちのエリア』の設定及び『育ちのエリア』ごとの公立保育所の配置については、今後の改築や長寿命化のための改修等の施設整備を踏まえて検討する必要があります。

そのため、「『公共施設等の整備に関するマスタープラン』に基づく個別整備計画」との整合を図り、施設の複合化や集約化などの様々な条件を勘案しながら、公立保育所の配置や改築・改修の計画、民営化の具体的な進め方をまとめていきます。

8 公立保育所の民営化

(1) 民営化の経緯

板橋区では、平成 16 年 1 月に「経営刷新計画」を策定し、抜本的な行財政の構造改革に取り組みました。この「経営刷新計画」の基本的視点の一つが“公共サービスの民間開放”で、この視点に基づき平成 16 年 8 月に「板橋区立保育園の民営化基本方針」を策定し、平成 18 年度には赤塚六丁目保育園の民営化を行いました。

これを皮切りに、平成 19 年度に加賀保育園、平成 20 年度に高島平かえで保育園の民営化を行い、平成 28 年 4 月までに 8 園の民営化を進めてきました。

■ 民営化実施園

	実施園	移管事業者	移管日
1	赤塚六丁目保育園	社会福祉法人 愛和保育園	平成 18 年 4 月 1 日
2	加賀保育園	社会福祉法人 緑伸会	平成 19 年 4 月 1 日
3	高島平かえで保育園	社会福祉法人 友和会	平成 20 年 4 月 1 日
4	高島平つつじ保育園	社会福祉法人 白鳩福祉会	平成 22 年 4 月 1 日
5	さいわい保育園	社会福祉法人 永寿荘	平成 24 年 4 月 1 日
6	志村坂下保育園	社会福祉法人 松葉の園	平成 26 年 4 月 1 日
7	栄町保育園	社会福祉法人 七生会	平成 26 年 4 月 1 日
8	しらさぎ保育園	社会福祉法人 興善会	平成 28 年 4 月 1 日

(2) 民営化の意義

これまでに実施した民営化での成果を踏まえ、以下に掲げる民営化の意義のもとに、保育サービスの更なる向上を図っていきます。

- ① 民間活力を生かした施設の建替えと独自のノウハウによる保育運営により、快適でより良い保育環境を確保することができる。
- ② 待機児童の状況に応じた定員の設定や整備が迅速にでき、保育需要に対して柔軟に対応できる。
- ③ 地域の実情に応じたニーズに即応し、多様な保育サービスの拡充を図ることができる。
- ④ 私立保育所への移行による建設費及び運営費等、区の財政負担の軽減を図りながら保育施策を推進できる。

(3) 今後の民営化方針

今後、老朽化等により改築又は長寿命化のための改修等が必要となる際には、原則、民営化を進めることを検討します。

なお、その際には、『育ちのエリア』における保育施設の配置状況、施設の複合化や集約化などを総合的に勘案していきます。

また、民営化を実施する公立保育所については、施設の老朽化の程度、代替地などを踏まえ、実施時期を決定し、整備手法やスケジュール等を対象園の保護者に周知します。

(4) 民営化の進め方

公立保育所の民営化を進めるにあたっては、児童福祉を増進するという観点を踏まえて、保育サービスに必要な量を確保するための基盤整備を進めるとともに、保育サービスの質を確保するための指導検査を定期的かつ計画的に実施するなど、区としての役割を十分に果たしながら、次の点に留意して進めるものとします。

- ① 運営主体の選定にあたっては、地域の保育ニーズを反映して保育サービスの向上を確実に期待できる事業者を選定します。
- ② 民営化該当園の発表から移行までの期間については、保護者への情報提供と協議を行いながら、信頼関係の下に進めます。
- ③ 移管先事業者の準備に要する期間を十分に確保しながら、保育運営に支障のないように移行します。
- ④ 既に入園している児童に配慮し、保育内容・行事などの保育環境について、基本的に急激な変更を行わないよう配慮します。
- ⑤ 民営化後も保護者・事業者・区の三者で協議する場を設置し、また、事業者への指導検査を定期的かつ計画的に実施し、運営に対する指導・助言を行っていきます。